

山梨県公報

第千二百八十三号

平成十四年

四月二十五日

木曜日

目次

告示

使用料の収納事務の委託	一三三
包括外部監査契約の締結に伴う告示	一三三
使用料の収納事務の委託	一三三
保安林の指定の解除	一三三
使用料の収納事務の委託	一三三
道路の区域変更	一三三
河川の公用廃止	一三三
県営圃場整備事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧(四件)	一三三
落札者等の決定について(三件)	一三三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	一三四
土地改良区役員の退任及び就任	一三五
換地処分の届出(二件)	一三五
公安委員会	一三六
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一三六
遊技機の型式の検定	一四〇

告示

山梨県告示第百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事

天野

建

一 委託の相手方

甲府市川町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

山梨県公報

第千二百八十三号

平成十四年四月二十五日

二 委託に係る使用料

山梨県立勤労青年センター及び山梨県立青少年会館の使用料

三 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事

天野

建

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 古屋俊仁
住所 山梨県甲府市緑が丘一丁目十七番九号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

山梨県告示第百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事

天野

建

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

二 委託に係る使用料

山梨県立総合福祉センターかえで荘の使用料

三 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定を解除する。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北巨摩郡高根町清里字念場原三五四五の五五一（次の図に示す部分に限る。）、三五四五の六一五四、三五四五の六四〇〇、三五四五の六四〇一、三五四五の六四二七、三五四五の六四二八、三五四五の六四三〇
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び高根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方
甲府市相生二丁目七番十七号 社団法人山梨県労働者福祉協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立勤労者福祉センターの使用料
- 三 委託の期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十四年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四六九号
- 三 道路の区域

区 間	旧別の敷地の幅員（メートル）	延（メートル）長
南巨摩郡南部町大字十島字峠二二一四番の三地先から南巨摩郡南部町大字十島字峠二二一〇番地先まで	一一・八 二七・〇	一八五・五
南巨摩郡南部町大字十島字峠二二一四番の三地先から南巨摩郡南部町大字十島字峠二二〇三番地先まで	一三・六 一一・〇・九	二七二・二

山梨県告示第九十七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 鎌田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年四月二十五日
- 三 廃川敷地等の位置 中巨摩郡昭和町押越字鎌田川端千五百二十〇番四地先から千五百二十〇番七地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 四百七十九・五六平方メートル

山梨県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（円野地区第一工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年四月二十六日から平成十四年五月二十八日まで

- 三 縦覧場所
 蕪崎市役所
- 四 異議申立期間
 平成十四年五月二十九日から平成十四年六月十二日まで

山梨県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営圃場整備事業（円野地区第二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類
 を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
 平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成十四年四月二十六日から平成十四年五月二十八日まで

- 三 縦覧場所
 蕪崎市役所
- 四 異議申立期間
 平成十四年五月二十九日から平成十四年六月十二日まで

山梨県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営圃場整備事業（円野地区第三工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類
 を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
 平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成十四年四月二十六日から平成十四年五月二十八日まで

- 三 縦覧場所
 蕪崎市役所
- 四 異議申立期間
 平成十四年五月二十九日から平成十四年六月十二日まで

山梨県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営圃場整備事業（円野地区第四工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類
 を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
 平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成十四年四月二十六日から平成十四年五月二十八日まで

- 三 縦覧場所
 蕪崎市役所
- 四 異議申立期間
 平成十四年五月二十九日から平成十四年六月十二日まで

公 告

落札者等の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ
 シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
 山梨県庁別館等清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県総務部管財課 山梨県甲府市内一丁目六番一号
- 三 落札を決定した日

平成十四年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

甲府ビルサービス株式会社 山梨県甲府市池田一丁目五番九号

五 落札金額

千三百四十万四千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十四年二月十四日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県庁県民情報プラザ清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日

平成十四年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

有限会社スプリングサービス 山梨県大月市御太刀一丁目十一番二十二号

五 落札金額

五百七十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十四年二月十四日

落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県庁本館及び構内清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札を決定した日

平成十四年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

太平ビルサービス株式会社甲府支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号

五 落札金額

七百八十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十四年二月十四日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町長塚字前宮三五九の一、三五九の三、三五九の四、三五九の五、三五九の六及び三五九の七

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 路路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島

町役場に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社 保泉商事 代表取締役 小池保

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町名取字中河原三三三の三、三三三の四の二、三三三の五の二、三三三の六の九、三三三の七の二、三三三の七の三及び三三三の九の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水 路	次の図のとおり

（次の図一は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町名取三百十四番地 宗教法人 真福寺 代表役員 須田孝英

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫛形土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
監 事	名取 健二	中巨摩郡櫛形町吉田四二六番地	平成十四年三月三十一日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日

監 事 櫻田 博
地 中巨摩郡櫛形町下市之瀬二二〇番
平成十四年四月一日

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 地区名

高根町下蔵原地区

二 換地処分をした年月日

平成十三年六月七日

三 換地処分をした土地の権利者数

六十三人

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 地区名

高根町五町田地区

二 換地処分をした年月日

平成十四年三月十四日

三 換地処分をした土地の権利者数

百二十三人

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年四月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

別表第十中

四、八六六	町道 クノバ クノバ 線	北都留郡上野原町八ツ沢二、五 二五番地先（帝京科学大学北東 側歩行者用通路前）	一	上野 原	平成一四年四月 四日 告示第一八号
-------	-----------------------	---	---	---------	-------------------------

を

四、八六六	町道 クノバ クノバ 線	北都留郡上野原町八ツ沢二、五 二五番地先（帝京科学大学北東 側歩行者用通路前）	一	上野 原	平成一四年四月 四日 告示第一八号
四、八六七	町道 須本 丸煙 線	北都留郡上野原町上野原三、三 四三番地先（保福寺別院東側）	一	上野 原	平成一四年四月 二五日 告示第二二号

に改める。

別表第十四中

七五	国道 三〇〇 号	西八代郡下部町常 葉二、九二四番地 （佐野一男方）か ら中野郡身延町 下山中三番地 （山二一）の 一〇〇先（下 送）まで	五、二五〇	高速車	四十	南川 市	五三・三 一〇号
----	----------------	---	-------	-----	----	---------	-------------

を

七五	削除					南川 市	平成一四 年四月二 五日
----	----	--	--	--	--	---------	--------------------

に

七九	国道 三〇〇 号	西八代郡下部町常 葉四、五八番地 （馬方）から西 代郡下部町常 葉七、一八番地 （神宮寺方）ま で	五〇〇	高速車	四十	市川	四九・四 一六号
----	----------------	---	-----	-----	----	----	-------------

を

七九	削除					市川	平成一四 年四月二 五日 告示第二 二号
----	----	--	--	--	--	----	----------------------------------

に

五〇一	国道 三〇〇 号	西八代郡下部町常 葉二、九二四番 地（倉）から西 之倉二、九二四 地（倉）から西 ネル、八四一 八、代郡下部 一、八四一 ル、先（長塩一 ル、先（長塩一 ）まで	五三、四八	（車）原付 （引）けん （を）除く	四〇	市川 富士 吉田	平一・二・ 二告示三 第六号
-----	----------------	--	-------	-------------------------	----	----------------	----------------------

を

五〇一	削除					市川 富士 吉田	平成一四 年四月二 五日 告示第二 二号
-----	----	--	--	--	--	----------------	----------------------------------

に

五〇二	国道 三〇〇 号	西八代郡下部町常 葉二、九二四番 地（倉）から西 下三、二番地 （場）から西 ）まで	一、三五〇	車両	三十	市川	五三・三 一〇号
-----	----------------	---	-------	----	----	----	-------------

四三四	四三三	四三二	四三一
(旧国道三〇〇号)	(旧国道三〇〇号)	国道三〇〇号	豊崎県富嶺線形
杉八代郡下野町常葉 之木橋西八代郡下野町常葉 から西八代郡下野町常葉	先古から倉八代郡下野町常葉 先古から倉八代郡下野町常葉 先古から倉八代郡下野町常葉	両上三巨本本西 側沢一摩栖二八 交番郡交一八 差地身差一郡 点の延点六上 (九町)か九番九 ま九下か地一 で先山ら先色 の(二南)村	方六市メ戸一 ま約番丹！沢、崎 での三先町ル南四野 の(〇)入)方九野 両側メ唐戸か約番町 ！沢野ら一入 ト橋九葦〇先戸 ル北八崎〇(野
三七〇	一、五七〇	〇二六、〇一	九三〇
車両	車両	車両	車両
終日	終日	終日	終日
市川	市川	吉富市南 田土川部	葦崎
告示第一 五年四月二四	告示第二 五年四月二四	告示第二 五年四月二四	告示第二 五年六月三

を

に

三八五	削除	三三五
豊崎県富嶺線形	豊崎県富嶺線形	豊崎県富嶺線形
方六市メ戸一 ま約番丹！沢、崎 での三先町ル南四野 の(〇)入)方九野 両側メ唐戸か約番町 ！沢野ら一入 ト橋九葦〇先戸 ル北八崎〇(野	方六市メ戸一 ま約番丹！沢、崎 での三先町ル南四野 の(〇)入)方九野 両側メ唐戸か約番町 ！沢野ら一入 ト橋九葦〇先戸 ル北八崎〇(野	方六市メ戸一 ま約番丹！沢、崎 での三先町ル南四野 の(〇)入)方九野 両側メ唐戸か約番町 ！沢野ら一入 ト橋九葦〇先戸 ル北八崎〇(野
九三〇	九三〇	九三〇
車両	車両	車両
終日	終日	終日
市川	市川	市川
告示第二 五年四月二四	告示第二 五年四月二四	告示第二 五年四月二四

二九三	削除	吉富市川 田土川	告示第二 五年四月二四
-----	----	-------------	----------------

二九三	国道三〇〇号	吉富市川 田土川	告示第一・三〇 二年四月二四
で先三、代差番色西 の南(郡)先本八 両交常二)か本代 側差葉〇部(栖郡 点)イ番常西二上 まバ地葉八交六	五二、八〇	吉富市川 田土川	告示第一・三〇 二年四月二四

二二九	削除	市南 川部	告示第二 五年四月二四
-----	----	----------	----------------

二二九	国道三〇〇線	市南 川部	一・五三・三 〇三三
両山の下の南整先常西 側運一山巨備(葉八 送〇二摩工下三三 (〇三都場)自二下 ま先一身)動番部 で(番延)か動番部 の下地町ら車地町	六、六〇〇	市南 川部	一・五三・三 〇三三

二二九	町常葉三、二〇六番 側南地町常葉三、二〇六番 交先(常葉)までの 差(常葉)までの 点(常葉)までの 側南地町常葉三、二〇六番	二二九
-----	--	-----

別表第十七中

に改める。

一、二八三	市道	甲府市善光寺一丁目四番百二行先(両宮百行方東大円新橋西詰)から甲府市善光寺一丁目四番九号(米良方東側丁字路交差点)までの両側	一四三	車両	終日	甲府	平成一四年一月三日告示第四号
一、二八三	市道	甲府市善光寺一丁目四番百二行先(両宮百行方東大円新橋西詰)から甲府市善光寺一丁目四番九号(米良方東側丁字路交差点)までの両側	一四三	車両	終日	甲府	平成一四年一月三日告示第四号
一、一三五	削除					市川	平成一四年四月二日告示第二号
一、一三五	国道三〇号(旧道)	西八代郡下地町古閑五番地(伊那市善光寺一丁目四番百二行先(両宮百行方東大円新橋西詰)から甲府市善光寺一丁目四番九号(米良方東側丁字路交差点)までの両側)	一、四三〇	車両	終日	市川	平成一七年七月一日告示第一四号
一、二八六	国道三〇号(旧道)	西八代郡下地町古閑五番地(伊那市善光寺一丁目四番百二行先(両宮百行方東大円新橋西詰)から甲府市善光寺一丁目四番九号(米良方東側丁字路交差点)までの両側)	一、七二〇	車両	終日	市川	平成一四年四月二日告示第二号

一、二八四	国道三〇号	西八代郡上九一色村本栖一(色地)から本栖二(色地)まで(先延山)	〇二六、〇一	車両	終日	南川部市吉田	平成一四年四月二日告示第二号
一、二八五	国道三〇号(旧道)	西八代郡下地町古閑五番地(伊那市善光寺一丁目四番百二行先(両宮百行方東大円新橋西詰)から甲府市善光寺一丁目四番九号(米良方東側丁字路交差点)までの両側)	一、五七〇	車両	終日	市川	平成一四年四月二日告示第二号
一、二八六	国道三〇号(旧道)	西八代郡下地町古閑五番地(伊那市善光寺一丁目四番百二行先(両宮百行方東大円新橋西詰)から甲府市善光寺一丁目四番九号(米良方東側丁字路交差点)までの両側)	一、七二〇	車両	終日	市川	平成一四年四月二日告示第二号

に改める。

遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。
 なお、検定の有効期間は、平成十七年四月二十四日までとする。
 平成十四年四月二十五日
 山梨県公安委員会
 委員長 古屋 忠彦

型式の概要

株式会社ニユーギン 代表取	株式会社ニユーギン 代表取	ぱちんこ遊技	CRダイ	株式会社	二二〇一〇八
株式会社バルテック 代表取 大阪府大阪市北区本庄東一丁目一番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	トインゴツ	株バ 株ル 株テ 株ツ	二四〇〇六一	
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二)	ファイバ ーグ D X	株共 株共 株共	二〇〇一〇〇	
株式会社三共 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR R F I P A I F I E S X K I N G P A I	株共 株共	二〇〇一〇五	
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ル ウ イ ン ク	高砂電 器株 式 会 社	二四〇〇六八	
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	P セ ブ リ ン ム	高砂電 器株 式 会 社	二四〇〇六七	
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ル セ ブ リ ン ム フ ア ム	高砂電 器株 式 会 社	一四〇六二一	
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ル セ ブ リ ン ム フ ア ム X ア ム	高砂電 器株 式 会 社	二四〇〇四一	
アイジーテイージャパン株式 会社 代表取締役 スコット ・ウインセラ 東京都港区愛宕一丁目三番四 号愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	マリリン	アイジ ーテ ィ ヤ パ ン 株 式 会 社	二四〇〇八一	

締役 新井悠司
愛知県名古屋市中村区烏森町
三丁目五六番地

機
規則第六条第
一
号
口
(
別
表
第
三
号
)

動
第
三
種
特
別
電
機
作
業
機
器

イ
キ
ユ
イ
テ
ト
ン
ニ
ユ
ー
ギ
ン

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番